

# 告示

## 埼玉県告示第七百八十五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和元年十月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年十二月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団サンセリテ三浦病院 しらすきクリニック	埼玉県富士見市下南畑三千百六十六番地 埼玉県久喜市久喜新千百八十番地一	令和四年九月二日 同右